

○ 一時預かり保育室利用の流れ

一時預かり保育室



利用登録
随時受け付け



利用申請（使用料金のお支払い）
予約申込み（申請前の仮予約）
利用日の属する月の前月1日～利用当日の16時まで



ご利用当日

- 登録は、ご利用の前日までにお願いします。ただし、緊急なご利用の場合は利用申請と同時に登録を行うことができます。
- 登録の際は、以下の書類等をご提出ください。
 - ・ 「利用者登録票」（「健康保険証」または「こども医療費受給者証」のコピーが必要になります。）
 - ・ 「送迎者登録票」お子さんの写真と送迎者の写真が必要になります。（写真を予め用意できない場合は、保育室にて撮影・印刷させていただきます。）
 - ・ 「食物アレルギー除去食指示書」（食物アレルギーがある方のみ）
- 登録の有効期間は、登録日から当該登録日の属する年度の末日までとなります。
- 登録の受け付けは、一時預かり保育室の窓口で承ります。
- 登録時にご提出頂いた書類をもとに、面接を行います。

- 申請は、利用日の属する月の前月初日から利用当日の16時まで行うことができます。
- 先着順となります。既に定員に達している場合は、お受けできませんので予めご了承ください。
- 申請の受け付けは、一時預かり保育室の窓口にて8時～19時までとします。但し、開館日のみの受け付けとなりますので、ご注意ください。
- 申請の際は「一時預かり保育室利用許可申請書」をご提出の上、使用料金を全額お支払いください。
使用料金の支払いをすることにより手続きが完了します。
なお、支払いは現金のみ承ります。クレジットカード払い、分割払い等はお受けできませんのでご了承ください。
- お支払い完了後、「一時預かり保育室利用許可書」を発行します。許可書は領収書の代わりとなりますので、大切に保管してください。
- 予約申込み(申請前の仮予約)については、電話、もしくは狭山市ポータルサイト「さやマルシェ」で書式を印刷しご記入の上、メール(添付)・FAXで可能です。但し、1回分のみのお受け付けとします。
必ずご利用前までに一時預かり保育室の窓口にて申請を行ってください。
- 保守点検を行う場合などで予約を行えない日もあります。

- 当日、急遽ご利用延長になった場合は、お迎え時に「一時預かり保育室利用変更許可申請書」にご記入の上、延長使用料金をお支払いください。
使用料金の支払いをすることにより手続きが完了します。
なお、支払いは現金のみ承ります。クレジットカード払い、分割払い等はお受けできませんのでご了承ください。
- お支払い完了後、「一時預かり保育室利用変更許可書」を発行します。変更許可書は、領収書の代わりとなりますので、大切に保管してください。